

(案)

「(仮称) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」
の策定に向けた

答 申

平成 24 年 8 月

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」

はじめに

平成 24 年 8 月 日

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

会長 千 葉 卓

目 次

I	委員名簿	1
II	諮問から答申までの経過	2
III	条例策定の考え方	3
1	（仮称）暴力団の排除の推進に関する条例の基本的な考え方	3
(1)	目的	3
(2)	基本理念	3
(3)	暴力団の排除を進めていく主体（市民・事業者・市）の役割	3
2	暴力団の排除を進めていくための具体的な取組	4
(1)	市に求められる取組	4
ア	公共事業等に係る暴力団排除措置	4
イ	公の施設に係る暴力団排除措置	4
ウ	個人情報の収集及び提供	4
エ	市民及び事業者に対する支援	5
オ	啓発活動	5
(2)	市民の禁止行為	5
ア	暴力団の威力利用の禁止	5
イ	暴力団への利益供与の禁止	6
ウ	実効性の確保	6
(3)	事業者の禁止行為	6
ア	道条例と同様の規制の必要性	7
イ	ススキノに係る規制の必要性	7
IV	条例の骨子案	8
1	条例に盛り込む項目の骨格	8
2	項目別の内容	9
V	参考資料（暴力団の排除の推進に係るアンケート）	12
1	市民に対するアンケート結果	12
2	事業者に対するアンケート結果	14

I 委員名簿

【審議会】

(会長)	ちば たかし 千葉 卓	北海学園大学 教授
(副会長)	くまがい いちろう 熊谷 一郎	公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事
	おかだ なおと 岡田 直人	北星学園大学 准教授
	おくたに なおこ 奥谷 直子	(社)札幌消費者協会 副会長
	かたやま めぐみ 片山 めぐみ	札幌市立大学 講師
	かんの なおき 菅野 直樹	弁護士
	きむら さとみ 木村 里美	(社) J-CAPTA チーフディレクター
	こんい あきこ 紺井 昭子	公募
	ささき たけとも 佐々木 威知	(株)セイコーマート マーケティング企画部 部長
	しもだてみのる 下立 実	公財) 北海道暴力追放センター 事務局長
	ぜんようじ けいこ 善養寺 圭子	(社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 副理事長
	まつい あつとし 松井 敦利	屯田防犯パトロール隊 隊長
	もうり ぎょうえい 毛利 暁英	公募
	やまざき きくの 山崎 菊乃	NPO法人 女のスペース・おん 理事
	よこえ みつよし 横江 光良	公募

(敬称略)

Ⅱ 諮問から答申までの経過

	主な内容
平成23年度 第2回審議会 平成24年 3月2日（金）	○ 市長からの諮問 「（仮称）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」案の策定について ○ 部会の設置 答申案を作成するための専門的な検討を行う
第1回部会 5月28日（月）	○ 「（仮称）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」の策定に向けた検討課題の洗い出し
第2回部会 6月26日（火）	○ 検討課題等についての意見交換・検討
第3回部会 7月27日（金）	○ 検討課題等についての意見交換・検討 ○ 審議会へ提出する答申書（案）の確定
平成24年度 第1回審議会 8月28日（火）	○ 答申書の確定
○月○日（ ）	○ 答申

Ⅲ 条例策定の考え方

1 (仮称) 暴力団の排除の推進に関する条例の基本的な考え方

近年、暴力団の活動は、殺人や強盗などの凶悪犯罪や覚せい剤等の密売、ヤミ金融事犯などの犯罪にとどまらず、一般事業者等に資金提供するように仕向けたり、企業活動を装ったり悪用したりする資金獲得活動を行うなど、一層巧妙になっています。

このような活動を根絶し、暴力団を排除するためには、社会全体が暴力団との対決姿勢を堅持し、暴力団の排除活動を活性化させることにより社会から暴力団を排除する必要があることから、札幌市が策定する条例においても、そのような視点に立った条例の制定を目指すべきと考えます。

(1) 目的

この条例は、暴力団の排除を推進する上での基本理念や、市民、事業者及び市の役割、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、「市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与すること」を目的とすべきと考えます。

(2) 基本理念

暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本として推進すべきです。なお、このほか「暴力団と交際しないこと」についても検討しましたが、「交際」の定義が困難であるため、この三つを基本とすべきと考えます。

また、暴力団の排除は、市民、事業者、市、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならないことから、この点についても基本理念に規定すべきと考えます。

(3) 暴力団の排除を進めていく主体（市民・事業者・市）の役割

ア 市民

市民の役割としては、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることが重要であると考えます。

イ 事業者

事業者の役割としては、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならない

よう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することが重要であると考えます。

ウ 市

市の役割としては、基本理念にのっとり、関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することが重要であると考えます。

2 暴力団の排除を進めていくための具体的な取組

1の基本的な考え方とおり、暴力団を排除するには、市、市民及び事業者が、その役割を果たすことが必要と考え、それぞれの役割に応じ、次のとおり検討しました。

(1) 市に求められる取組

市は、自らが行う事務や事業から暴力団を排除するための措置を講ずることはもちろん、市民や事業者等に対する支援や広報啓発など暴力団の排除に関する総合的な取組を実施すべきです。

ア 公共事業等に係る暴力団排除措置

市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）は、暴力団の資金源となる可能性があることから、公共事業等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、市は、市が実施する入札に暴力団員を参加させない等の必要な措置を講ずる必要があります。

特に、市が行う契約については、直接の相手方に限らず、その相手方が行う下請契約などの関連する契約についても必要な措置を講ずるよう、市は契約の相手方に求めるべきと考えます。

また、暴力団と共生関係を持ち、暴力団に金銭などを提供する事業者が存在することから、暴力団及び暴力団員に限らず、このような事業者も排除の対象とすべきです。

イ 公の施設に係る暴力団排除措置

市が設置する公の施設は、住民の福祉を増進する目的で設置するものであり、暴力団の活動に利用されることは、その目的に反することになることから、市は、暴力団の活動に利用されることがないようにするための必要な措置を講ずるべきと考えます。

ウ 個人情報の収集及び提供

具体的な暴力団の排除措置を講ずるためには、契約の相手方や公の施設の利用

者が暴力団員などに該当することを確認する必要があります、この確認のためには、警察などの関係する機関等に照会し、その回答を得る必要があります。

しかし、札幌市個人情報保護条例により、警察などの関係機関との間であっても個人情報の収集や提供が制限されているため、本条例において、市及び市が設置する公の施設の指定管理者は、照会に必要な個人情報の収集や提供ができることを規定すべきと考えます。ただし、この収集又は提供をすることができる情報は、必要かつ最小限のものとすべきです。

エ 市民及び事業者に対する支援

市は、市民や事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うべきです。

具体的には、暴力団の排除に関する相談があった場合、市は内容に応じて、警察の相談窓口を紹介したり、不当要求防止責任者講習などを実施している北海道暴力追放センターを活用することなどを助言するといった支援が考えられます。

また、暴力団から被害を受けた（もしくは、現に受けている）人からの相談に対しては、同じく内容に応じて警察の相談窓口を紹介したり、市や北海道暴力追放センターが実施している無料の法律相談の活用を助言するなどの支援を行うことが考えられます。

オ 啓発活動

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、北海道暴力追放センターなどの関係機関と連携しながら、広報その他の必要な啓発活動を行うことが必要です。

(2) 市民の禁止行為

暴力団の排除を進めていくためには、社会から暴力団を孤立させることが必要であり、そのためには、市民が「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」ことを徹底することが求められます。

ア 暴力団の威力利用の禁止

市民が、債権の回収や紛争の解決などの目的を達するため、暴力団や暴力団員の威力を利用する行為は、他の市民が安全で平穏な生活を送ることを阻害し、また、暴力団の活動を助長するおそれがあり、社会全体で暴力団を排除するという

基本理念を踏みにじる行為であることから、これを禁止すべきです。

また、暴力団や暴力団員の威力を直接利用しない場合でも、自身が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することなども、暴力団の威力の利用にあたると考えます。

イ 暴力団への利益供与の禁止

暴力団や暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与することは、暴力団の活動を助長するものであり、社会全体で暴力団を排除するという基本理念を踏みにじる行為であることから、これを禁止すべきです。

ただし、利益供与した相手方が暴力団員に該当するかどうかは、市民が常に把握することはできず、そのことを知らずに行った利益供与まで禁止規定に含めることは妥当ではないと考えられることから、暴力団の威力を利用する目的及び暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、金品その他の財産上の利益供与を禁止することを規定すべきと考えます。

ウ 実効性の確保

市民に求める禁止行為の実効性を確保するための措置としては、違反した市民に対する罰則や行政指導などを規定することが考えられます。

しかし、すでに施行されている北海道暴力団の排除の推進に関する条例（以下「道条例」という。）においては、道民に対する禁止行為の規定はなく、禁止行為に違反した事業者に対しても罰則までは設けていないことから、札幌市民に対してだけ罰則を設けることは、比較均衡上、望ましくないと考えます。

また、行政指導を行うには、違反の事実を確認することが必要となりますが、警察組織を持たない市がそのような確認を行うことは困難です。

よって、市民に対する罰則や行政指導等の措置については、規定すべきではないと考えます。

(3) 事業者の禁止行為

一般の市民と比べ、事業者が暴力団の資金獲得活動の対象となる事例は格段に多いと考えられることから、暴力団の資金源を断つためには、事業者が毅然とした決別姿勢を取り、「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」ことを徹底することが求められます。

そのため、道条例においても、事業者に対する禁止事項やその担保措置などを規

定しており、道条例の規定と比較しながら、市の条例における事業者の禁止行為の規定について議論しました。

ア 道条例と同様の規制の必要性

道条例では、「その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない」ことが規定されており、加えて、次に掲げる行為を行った場合には、勧告・公表することができる規定が設けられています。

(ア) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

(イ) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

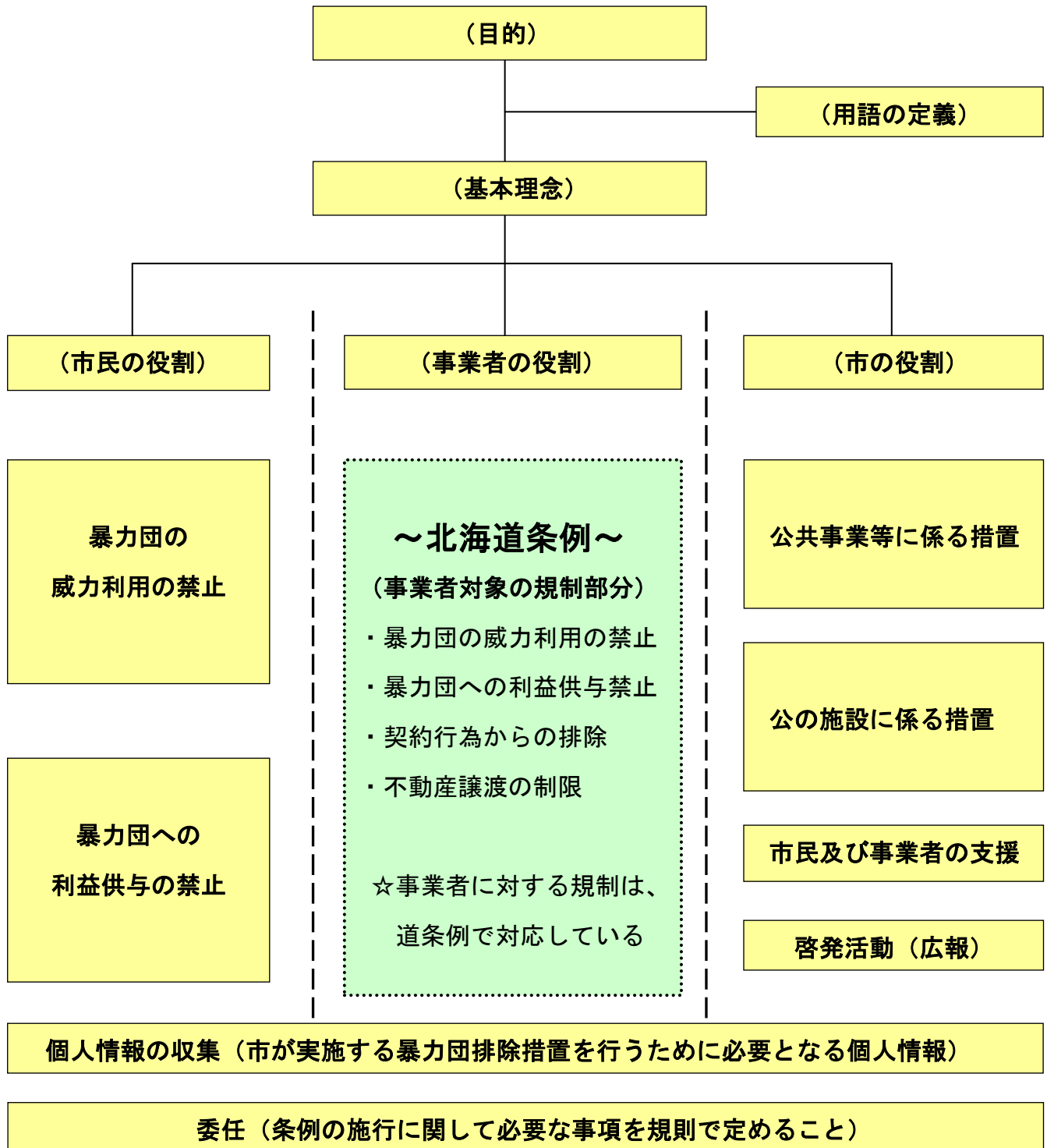
(ウ) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

この規定は、札幌市の全域において適用があることから、市の条例に同様の規定を設ける必要性はないと考えます。

イ ススキノに係る規制の必要性

Ⅳ 条例の骨子案

1 条例に盛り込む項目の骨格



2 項目別の内容

第1 条例の目的

条例の目的として、①暴力団の排除に関し、基本理念を定めること、②市民、事業者及び市の役割を明らかにすること、③暴力団の排除に関する施策等を定めること、これらのことにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の意義を定めます。具体的には、「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団の排除」など、条例に定める内容に応じて必要な定義を行います。

第3 基本理念

暴力団の排除は、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、推進されるべきことを定めます。

また、暴力団の排除は、市民、事業者、市、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行なわれるべきことを定めます。

第4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるべきことを定めます。

第5 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すべきことを定めます。

第6 市の役割

市は、基本理念にのっとり、関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施すべきことを定めます。

第7 公共事業等に係る措置

市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」といいます。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないように、市は、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずべきことを定めます。この「暴力団関係事業者」は、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者とします。

また、市は、公共事業等に係る契約の相手方に対しても、下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めることを定めます。

第8 公の施設に係る措置

市は、その設置する公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずべきことを定めます。

第9 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うべきことを定めます。

第10 啓発活動

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うべきことを定めます。

第11 暴力団の威力利用の禁止

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、又は自己が

暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等の暴力団の威力の利用をしてはならないことを定めます。

第 1 2 暴力団への利益供与の禁止

市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないことを定めます。

第 1 3 個人情報の収集

市の機関や市が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の規定に基づき暴力団の排除の措置を講じるときは、当該措置のために必要な個人情報を関係する機関等から、必要最小限の範囲で収集したり提供したりできることを定めます。

第 1 4 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることを定めます。

V 参考資料（暴力団の排除の推進に係るアンケート）

1 市民に対するアンケート結果

○調査設計

- ・調査対象者：無作為抽出で選んだ札幌市全域の20歳以上の男女1,000人
- ・調査方法：調査票を郵送し、返信用封筒で回収
- ・調査期間：平成24(2012年)4月18日(水曜日)～5月18日(金曜日)
- ・回収数(率)：409通(40.9%)

【問1.暴力団の存在をどのように考えていますか。】

	許されない存在である	望ましくはない存在である	存在するほうがいい場合もある	問題のない存在である	わからない	無回答	合計
人数	216	165	12	2	12	2	409
割合	53%	40%	3%	0%	3%	0%	100%

【問2.市内で暴力団活動が行われていることを知っていますか。】

	良く知っている	多少知っている	ほとんど知らない	無回答	合計
人数	35	214	158	2	409
割合	9%	52%	39%	0%	100%

※問2で「1良く知っている」、「2多少知っている」と回答した方のみ※

【問2-1.どのような暴力団活動が行われているとお考えですか。】-複数回答(3つまで)-

	風俗営業やヤミ金融などによる資金獲得行為	交通事故の示談などへの介入、不当に金品を要求する行為	覚せい剤、賭博、のみ行為などの資金獲得行為	けん銃など武器の使用による脅迫行為	企業や団体に対する不当要求行為	大規模なイベントや催事などへの関与	その他	無回答/無効回答	合計
人数	209	70	195	65	55	37	3	22	656
割合	32%	11%	30%	10%	8%	6%	0%	3%	100%

【問3.暴力団の存在を脅威に感じていますか。】

	とても脅威に感じている	多少脅威に感じている	ほとんど感じていない	全く感じていない	無回答	合計
人数	164	145	72	10	18	409
割合	40%	35%	18%	2%	4%	100%

【問4.暴力団がなくなると言われている原因は何だと思えますか。】

	問題の解決に暴力団を利用する人がいるから	暴力団の要求に屈して、資金を提供する人がいるから	被害に遭っても、暴力団の仕返しを怖いために警察に届けをしない人が多いから	暴力団を取り締まるための法律や条例が十分に整備されていないから	暴力団に憧れたり、ずるすると加入してしまったりする人がいるから	一度暴力団に入ったら、抜け出すことが困難だから	社会に必要な存在であるから	分からない	その他	無回答	合計
人数	72	74	53	103	16	9	8	19	21	34	409
割合	18%	18%	13%	25%	4%	2%	2%	5%	5%	8%	100%

【問5.暴力団を利用してめ事を解決する人がいると言われていますが、これについてどう思いますか。】

	よくないことでありしてはいけな	よくないことだが、しかたがない	悪くない	わからない	無回答	合計
人数	336	28	2	38	5	409
割合	82%	7%	0%	9%	1%	100%

※問5で「2よくないことだが、しかたがない」、「3悪くない」と回答した方のみ※

【問5-1.そのように考える理由はどのようなものですか。】-複数回答-

	裁判などで処理しようとしても日数がかかるから	弁護士に頼むとお金がかかるから	警察に頼むといろいろ調べられて面倒だから	警察に相談すると事が大きくなるから	問題がうまく解決するから	法律に触れるわけではないのでかまわない	知り合いに暴力団がいるならば、頼むのはかまわない	わからない	その他	合計
人数	12	7	12	8	2	1	3	2	12	59
割合	20%	12%	20%	14%	3%	2%	5%	3%	20%	100%

【問6.暴力団員から不当な金品等の要求行為や迷惑行為をうけたことがありますか。】

	不当な金品等の要求行為も迷惑行為も受けたことがある	迷惑行為を受けたことはないが、不当な金品等の要求行為は受けたことがある	不当な金品等の要求行為は受けたことはないが、迷惑行為は受けたことがある	受けたことはない	わからない	無回答	合計
人数	11	5	25	363	0	5	409
割合	3%	1%	6%	89%	0%	1%	100%

＜問6で「1不当な金品等の要求行為も迷惑行為も受けたことがある」、「2迷惑行為を受けたことはないが、不当な金品等の要求行為は受けたことがある」と回答した方のみ＞

【問6-1.そのとき暴力団員の不当な金品等の要求行為に応じましたか、拒絶しましたか。】

	応じた	拒絶した	答えられない	無回答	合計
人数	8	7	1	0	16
割合	50%	44%	6%	0%	100%

＜問6-1で「1応じた」と回答した方のみ＞

【問6-2.暴力団員の不当な金品等の要求行為に応じたのはどうしてでしょうか。】

	断ると何をされるかわからなかったから	お金で解決できることだから	警察に相談しても解決につながらないとおもったから	自分にも弱みや落ち度があったから	答えられない	その他	合計
人数	1	2	2	0	0	3	8
割合	13%	25%	25%	0%	0%	38%	100%

【問7.あなたの住んでいる地域で、暴力団排除の住民運動が起きたら、あなたはどうしますか。】

	進んで協力したい	ある程度協力したい	あまり協力したくない	絶対に協力したくない	わからない	無回答	合計
人数	41	188	92	16	68	4	409
割合	10%	46%	22%	4%	17%	1%	100%

＜問7で「3あまり協力したくない」、「4絶対に協力したくない」と回答した方のみ＞

【問7-1.協力したくないのはなぜでしょうか】-複数回答-

	暴力団の嫌がらせや仕返しが怖いから	自分に直接関係ないから	時間が取れないから	自分一人が参加したとしても影響がないから	住民運動そのものがきらいだから	暴力団を排除することは無理だから	答えられない	わからない	その他	無回答	合計
人数	72	13	24	8	27	31	0	0	10	1	186
割合	39%	7%	13%	4%	15%	17%	0%	0%	5%	1%	100%

【問8.青少年が暴力団に加入することや、暴力団員と付き合い方について、どのようにお考えですか。】

	決してあってはならない	やむを得ない場合もある	本人の自由である	わからない	無回答	合計
人数	341	12	34	13	9	409
割合	83%	3%	8%	3%	2%	100%

【問9.全国の都道府県や一部の自治体で、暴力団排除条例が施行されているのをご存知ですか。】

	知っている	知らない	無回答	合計
人数	291	108	10	409
割合	71%	26%	2%	100%

【問10.札幌市でも暴力団排除に関する条例を制定すべきだと思いますか。】

	制定すべき	どちらかといえば制定すべき	どちらかといえば制定すべきではない	制定すべきではない	わからない	無回答	合計
人数	282	87	4	2	23	11	409
割合	69%	21%	1%	0%	6%	3%	100%

【問11.札幌市に対して、どのような暴力団対策を望みますか。】-複数回答-

	広報や啓発	情報発信	青少年への指導・助言	警察の規制で十分	対策そのものが必要ない	暴力団を排除することは無理だから	わからない	その他	合計
人数	246	273	269	56	6	18	17	20	905
割合	27%	30%	30%	6%	1%	2%	2%	2%	100%

【問12.暴力団等を利用したり、金銭を提供したりする市民に対して、懲役刑や罰金などを課すことについて、どのようにお考えですか。】

	積極的に行うべき	慎重に検討すべき	行うべきではない	わからない	無回答	合計
人数	195	179	14	15	6	409
割合	48%	44%	3%	4%	1%	100%

2 事業者に対するアンケート結果

○調査設計

- ・調査対象者：不当要求防止責任者講習（公益財団法人北海道暴力追放センターが開催）に参加した事業者205社
- ・調査方法：講習会場での調査票への記入
- ・調査期間：平成24年2月28日、同年3月14日、同年4月26日の3日間

【問1.暴力団の存在をどのように考えていますか。】

	許されない存在である	望ましくはない存在である	存在するほうがいい場合もある	問題のない存在である	無回答	合計
人数	169	31	0	0	5	205
割合	82%	15%	0%	0%	2%	100%

【問2.近年の暴力団の情勢をどのように感じていますか。】

	以前より活動が盛んになっていると思う	以前と変わらないと思う	以前より鎮静化していると思う	活動が行われていないと思う	わからない	その他	無回答	合計
人数	17	67	59	0	53	5	4	205
割合	8%	33%	29%	0%	26%	2%	2%	100%

【問3.暴力団などの反社会勢力から不当な金品等の要求行為や迷惑行為をうけたことがありますか。】

	不当な金品等の要求行為も迷惑行為も受けたことがある	迷惑行為を受けたことはないが、不当な金品等の要求行為は受けたことがある	不当な金品等の要求行為は受けたことはないが、迷惑行為は受けたことがある	受けたことはない	わからない	無回答	合計
人数	18	10	26	142	6	3	205
割合	9%	5%	13%	69%	3%	1%	100%

◀問3で「1～2不当な金品等の要求行為を受けたことがある」と回答した方のみ▶

【問3-1.行為を行った相手。】

	暴力団	エセ右翼	エセ同和	ブラックジャーナル	わからない	その他	合計
人数	12	3	1	1	6	5	28
割合	43%	11%	4%	4%	21%	18%	100%

◀問3で「1～2不当な金品等の要求行為を受けたことがある」と回答した方のみ▶

【問3-2.どのように対応されましたか。】

	警察に相談した	暴力追放センターなど相談機関に相談した	弁護士等に相談した	相談せず自ら対応に当たった	なにもしなかった	その他	無回答	合計
人数	12	0	0	8	0	4	4	28
割合	43%	0%	0%	29%	0%	14%	14%	100%

◀問3で「1～2不当な金品等の要求行為を受けたことがある」と回答した方

【問3-3.最終的にどのように対応されましたか。】

	拒否した	拒否したが一部応じた	全て応じた	答えたくない	合計
人数	25	3	0	0	28
割合	89%	11%	0%	0%	100%

【問4.これまでに暴力団排除対策を行っていますか。】

	行っている	行っていない	無回答	合計
人数	130	67	8	205
割合	63%	33%	4%	100%

《問4で「1行っている」と回答した方のみ》

【問4-1.対策とはどのようなものですか。】-複数回答-

	契約時に暴力団排除条項を盛り込む	契約時の相手方に暴力団と関係ない旨の誓約書を提出してもらう	店舗や事業所等に暴力団排除に関するのぼりやポスター等を掲示している	商談や契約時の相手方に関して、警察等に照会を行っている	暴力団排除に関する研修会や会議を開催している	弁護士などと連携を図っている	警察や暴追センターと定期的に相談している	器材を整備している	その他	無回答	合計
人数	70	43	79	17	28	35	21	45	9	3	350
割合	20%	12%	23%	5%	8%	10%	6%	13%	3%	1%	100%

《問4の1で「8機材を準備している」と回答した方のみ》

【問4-2.整備している機材はどのようなものですか。】-複数回答-

	カメラ	レコーダー(録音機)	その他	合計
人数	27	32	1	60
割合	45%	53%	2%	100%

【問5.札幌市でも暴力団排除に関する条例を制定すべきだと思いますか。】

	制定すべき	どちらかといえば制定すべき	どちらかといえば制定すべきではない	制定すべきではない	わからない	無回答	合計
人数	177	18	0	0	3	7	205
割合	86%	9%	0%	0%	1%	3%	100%

【問6.札幌市に対して、どのような暴力団対策を望みますか。】-複数回答-

	広報や啓発	情報発信	相談窓口の設置	警察の規制で十分	対策そのものが必要ない	わからない	その他	無回答	合計
人数	142	137	151	10	2	3	4	2	451
割合	31%	30%	33%	2%	0%	1%	1%	0%	100%

【問7.北海道暴力団排除の推進に関する条例では、事業者の禁止行為として、暴力団の利用行為の禁止や利益供与の禁止が盛り込まれ、違反した場合、北海道公安委員会が勧告や公表ができると規定されていますが、この規定について、どのようにお考えですか。】

	罰則などより厳しい規定にすべき	現行の規定を積極的に運用すべき	適用は慎重にすべき	現行の規定は厳しすぎる	規制すべきではない	その他	無回答	合計
人数	83	105	14	0	0	1	2	205
割合	40%	51%	7%	0%	0%	0%	1%	100%

【問8.北海道暴力団排除の推進に関する条例の施行後、これまで、事業を行う上で困ったことはありましたか。】

	あった	なかった	わからない	無回答	合計
人数	5	162	36	2	205
割合	2%	79%	18%	1%	100%

《問8で「1あった」と回答した方のみ》

【問8-1.困ったこととは次のうちどれですか。】-複数回答-

	事業内容が、条例に違反しているかどうか基準があいまい	勧告や公表をされるのではないかと不安	暴力団排除条項など設けることが煩雑	暴力団から圧力がかかるのではないかと不安	暴力団かどうかの確認をとることが不安	何をしたいかわからない	その他	合計
人数	2	0	1	1	4	0	0	8
割合	25%	0%	13%	13%	50%	0%	0%	100%

【問9.今後の暴力団対策として、具体的な取組を行う予定はありますか。】

	今後、新たな対策を考えている	今後も新たな対策は考えていない	わからない	無回答	合計
人数	42	56	105	2	205
割合	20%	27%	51%	1%	100%